

口座を開設されたお客さまへ

売買
口座の 譲渡 は「犯罪」です!!
レンタル

口座（通帳やキャッシュカード）を売買・譲渡・レンタルする行為、他人になりすまして口座を開設する行為は犯罪です。刑事罰の対象となります。

口座売買・譲渡・レンタルの話を持ちかけられても、絶対に応じないでください。判明した場合、当金庫とのお取引をお断りさせていただきます。

口座をご利用されなくなった場合（在留の方はご帰国の際等）には、ご解約をお願いします。

口座の悪用を防止するため、キャッシュカードやインターネットバンキングの取引限度額引き上げの際に目的等をお伺いし、場合によりお断りすることがあります。

ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。



水島信用金庫

金融犯罪に気をつけて！

不審なことがあれば、しんきんに相談

多発している犯罪

◆ 口座のなりすまし開設



★ 自分以外の個人や、架空の企業になりすまして口座を開設することは**犯罪**です。

◆ 口座の売買・譲渡・貸与



口座を他人に売買、譲渡または貸与することは**犯罪**です。

身近に迫る犯罪



◆ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS等を通じて「絶対に儲かる」と投資を勧めたり、恋愛感情や親近感を抱かせ言葉巧みに金銭等を振り込ませようとするのは**詐欺**です。



◆ フィッシングによる犯罪

信用金庫や協会を装う偽メールで、偽のwebサイトに誘導し、IDやパスワードなどの情報を入力させて盗み、不正に預金を引き出す**不正送金事犯**も発生しています。

！ お客さまへのお願い **—金融犯罪に巻き込まれないために—**

✓ 犯罪に関わらないために、怪しい取引には応じず、使わなくなった口座は早めに解約してください。

【信用金庫における安全を確保するための取組み】

信用金庫では、お客さまの取引の安全を確保するため、金融犯罪のおそれがあると認める場合には、警察等と連携のうえ、適切な対応を行います。